

令和4年5月25日
自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第2期）を実施します ～4月1日から5月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第2期）の申請受付を、5月25日（水）から開始します。今回の対象期間は令和4年4月1日～同年5月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和し、今後の需要回復局面において、タクシーの供給を順調に回復するための下支えとして、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、現在実施中の第1期（令和4年1月27日～同年3月31日。以下同じ。）に加え、第2期（令和4年4月1日～同年5月31日。以下同じ。）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和4年5月25日（水）～同年7月12日（火）16時

支払予定日：令和4年6月15日（水）頃より順次

3 支援内容

令和4年4月1日～同年5月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和4年度6月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他（第1期について）

現在申請受付中の第1期については、以下ご参照ください。

【令和4年4月28日国土交通省報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000345.html

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-5291

※第1期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）

自動車局旅客課 有馬、上中、富田

代表：（03）5253-8111（内線41223）

直通：（03）5253-8571